

運転・建設および廃止措置状況の概要

(令和3年3月25日～7月16日)

令和3年7月16日
福井県安全環境部
原子力安全対策課

1. 運転・建設状況の概要

[添付-1]

今期間の運転状況は、計画外の原子炉停止や出力抑制はなかった。現在、県内発電所5基が定期検査を実施している。

(1) 定期検査を実施中の発電所

- ・敦賀発電所2号機：第18回定期検査 (平成23年8月29日～)
- ・美浜発電所3号機：第25回定期検査 (平成23年5月14日～、令和3年6月29日から調整運転中)
- ・大飯発電所3号機：第18回定期検査 (令和2年7月20日～、令和3年7月5日から調整運転中)
- ・高浜発電所1号機：第27回定期検査 (平成23年1月10日～)
- ・高浜発電所2号機：第27回定期検査 (平成23年11月25日～)

(2) 今期間に定期検査を終了した発電所

- ・高浜発電所3号機：第24回定期検査 (令和2年1月6日～令和3年4月5日)
- ・高浜発電所4号機：第23回定期検査 (令和2年10月7日～令和3年5月13日)

2. 廃止措置状況の概要

- ・敦賀発電所1号機
補助ボイラーやタービン補機冷却系熱交換器等の解体撤去作業を実施中
- ・美浜発電所1、2号機
タービン建屋内等の2次系設備（性能維持施設を除く）の解体撤去作業を実施中
- ・大飯発電所1、2号機
タービン建屋内等の2次系設備（性能維持施設を除く）の解体撤去作業を実施中
1次系設備・機器等の解体に先立ち、系統除染作業を実施中
- ・高速増殖原型炉もんじゅ
令和3年3月22日から5月15日にかけて、燃料出入機の点検等を実施し、5月19日から炉外燃料貯蔵槽の燃料体（146体）を燃料池に移送する作業を実施中
- ・新型転換炉原型炉ふげん
原子炉建屋内の1次冷却設備等の解体撤去作業を実施中

3. 特記事項

(1) 発電用原子炉施設に係る新規規制基準への対応等について

日本原電および関西電力は、県内に設置している原子力発電所8基^{*1}について、原子力規制委員会に対して、新規規制基準適合性に係る申請^{*2}を行い、これまで7基^{*3}の審査が終了している。

※1：敦賀発電所2号機、美浜発電所3号機、大飯発電所3、4号機、高浜発電所1～4号機

※2：原子炉設置変更許可（設備や体制等の基本設計・方針等の審査）、工事計画認可（原子炉施設の詳細設計の審査）、保安規定変更認可（運転管理、手順、体制等の審査）

※3：美浜発電所3号機、大飯発電所3、4号機、高浜発電所1～4号機

（美浜発電所3号機、高浜発電所1、2号機について） [資料 No. 3-1 p. 104、199、205]

県原子力安全専門委員会は、美浜発電所3号機および高浜発電所1、2号機について、運転期間延長認可が出された平成28年以降、委員会を14回開催し、原子力規制庁からその審査の内容等について説明を受けるとともに、事業者から安全性向上対策工事や特別点検、高経年化技術評価の内容等について説明を受け議論を行った。また、美浜発電所および高浜発電所の事故制圧訓練を視察するとともに、令和3年3月には両発電所の安全性向上対策の実施状況等を現場で確認した。

4月9日、委員会のこれまでの議論の結果や現場確認結果を取りまとめた報告書案について審議が行われた。その後、報告書をまとめ、4月22日、鞍谷委員長から知事に対し、「過酷事故の発生防止や影響緩和など原子炉の工学的な安全性を確保するために必要な対策が講じられている」と報告した。

これを受け知事は、4月24日、鞍谷委員長とともに美浜発電所および高浜発電所の現場確認を行った。

県議会は、4月14日、15日に美浜発電所および高浜発電所を視察し、4月19日、21日に原子力発電所の40年超運転について国と事業者、理事者と質疑を行うため、全員協議会を開催した。その後、4月23日に臨時会を開催し、「エネルギー基本計画の見直し等に関する意見書」を可決した。

また、知事は、4月27日、関西電力森本社長と面談し、長期間停止していた原子力発電所の再稼働に当たって、常駐する要員を増やすとともに協力会社と一体となった念入りな点検を行うなど、慎重に作業を進めていくこと等について説明を受け、社長自らが先頭に立ってプラントの安全性を確保していく決意を確認した。

同日、知事は、梶山経済産業大臣と面談し、大臣は2050年のカーボンニュートラル実現に向け、将来にわたって原子力を持続的に活用することや2030年度の原子力比率を現在のエネルギー基本計画に定める2割程度まで引き上げていくことが必要不可欠との考えを述べ、次期エネルギー基本計画の中で2050年までの道筋も含め、将来の原子力の方向性をさらに明確化するよう全力で取り組むとの決意を示した。地域振興については、国が主体となり、事業者、立地地域とともに立地地域の将来像を検討する「共創会議」の創設や、40年超運転に対する新たな交付金の創設等について説明があった。

知事は、4月28日、美浜3号機、高浜1、2号機の再稼働について、福井県の原子力行政三原則（「安全の確保」、「地域住民の理解と同意」、「地域の恒久的福祉の実現」）に照らしながら、県原子力安全専門委員会の審議、県議会や地元美浜町、高浜町の意見、国や事業者から示された方針などを一つ一つ確認してきた結果、これらを総合的に勘案し、再稼働に同意すると表明した。その後、梶山経済産業大臣に対し、再稼働に同意した旨を電話で伝えた。

関西電力は、5月12日、美浜3号機および高浜1、2号機の今後の工程を決定し、美浜3号機については、5月20日から23日にかけて燃料装荷を行い、6月23日に原子炉を起動、6月29日に調整運転を開始した。

また、高浜1号機については、特定重大事故等対処施設の設置期限である6月9日には冷温停止状態にする必要があったことから、原子炉起動は行わないこととし、5月14日から17日にかけて燃料装荷を行い、燃料を装荷することで実施できる自主的な点検等を行った。

(2) 美浜発電所、大飯発電所、高浜発電所の原子炉設置変更許可について

(大山火山の噴火に伴う降下火砕物の層厚評価の見直し) [資料 No. 3-1 p. 211、214]

原子力規制委員会は、5月19日、関西電力が令和元年9月26日に申請した美浜発電所、大飯発電所および高浜発電所における大山火山の噴火に伴う降下火砕物の層厚評価の見直しに関する原子炉設置変更を許可した。

(3) 高速増殖原型炉もんじゅについて

[資料 No. 3-1 p. 244]

もんじゅ廃止措置に係る連絡協議会について

文部科学省は、3月30日、「もんじゅ廃止措置に係る連絡協議会」を開催し、ナトリウムと使用済燃料の搬出に向けた検討状況等を県、敦賀市に説明した。この中で、ナトリウムについては、搬出後に水酸化ナトリウムとして利活用することを主たる選択肢と考えており、具体的に調整を行っていくこと、使用済燃料については、再処理の技術的成立性等の検討を引き続き進めていくこと等の考えを示した。

これに対し、県は、ナトリウムや使用済燃料の搬出計画について、今後も節目節目で検討状況を地元の説明するとともに、期限までに確実に決定すること等を改めて求めた。

(4) 国のエネルギー政策について

[添付-2]

知事は、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会に委員として出席し、電力消費地を含めて国民の原子力に対する理解が深まるよう、安全性や必要性について国が前面に立って説明責任を果たす必要があること、原子力の安全性に対する国民の信頼回復のため、原子力の安全性を徹底的に高める研究開発を強力に進めていくこと、次期エネルギー基本計画において、原子力の位置付けとそこに至る道筋をより明確に示す必要があること等の意見を述べた。

また、7月2日、県議会議長とともに梶山経済産業大臣と面談し、改めて原子力の位置付けとそこに至る道筋を明確にするよう求めた。これに対し、大臣からは、次期エネルギー基本計画の中で、将来の原子力の方向性をさらに明確化するため全力で取り組んでおり、しっかりまとめるとの説明があった。

(第5次エネルギー基本計画閣議決定以降の総合資源エネルギー調査会基本政策分科会開催実績)

平成30年12月27日、令和元年7月1日、8月26日、令和2年7月1日、10月13日、11月17日、12月14日、12月21日、令和3年1月27日、2月24日、3月11日、3月24日、4月13日、4月22日、4月28日、5月13日、6月30日、7月13日

(5) 県内原子力発電所の稼働実績について(令和2年度)

[資料 No. 3-1 p. 49]

令和2年度(2020年度)における県内原子力発電所(8基:773.8万kW)の稼働実績は、発電電力量約161.2億kWh、時間稼働率は20.9%、設備利用率は23.8%であった。なお、稼働している4基(大飯3、4号機、高浜3、4号機)の稼働実績は、発電電力量約161.2億kWh、時間稼働率は41.8%、設備利用率は44.9%であった。

4. 安全協定に基づく異常事象の報告

今期間、安全協定に基づき報告された異常事象はなかった。

≪添付資料≫

1. 原子力発電所の運転および廃止措置状況

(p. 添付 1-1)

2. エネルギー政策に対する要望書

(p. 添付 2-1)

原子力発電所の運転および廃止措置状況

原子力安全対策課
令和3年7月16日現在

1. 運転中のプラント（設備容量 8 基 計 773.8 万 kW）

項目 発電所名		現状	利用率・稼働率 (%)		発電電力量 (億 kWh)	
			令和3年度	運開後累計	令和3年度	運開後累計
日本原子力発電(株) 敦賀発電所	2号機	定期検査中 (H23. 8. 29~未定)	0. 0	55. 0	0. 0	1, 922. 9
			0. 0	55. 1		
関西電力(株) 美浜発電所	3号機	定期検査中 (調整運転中) (H23. 5. 14~R3. 7. 27 予定)	0. 5	55. 2	0. 0	1, 780. 3
			2. 6	55. 7		
関西電力(株) 大飯発電所	3号機	定期検査中 (調整運転中) (R2. 7. 20~R3. 7. 30 予定)	0. 0	64. 6	0. 0	1, 974. 4
			0. 0	64. 4		
	4号機	運転中 (起動: R3. 1. 15、並列: R3. 1. 17) (営業運転再開: R3. 2. 12)	103. 1	69. 7	26. 5	2, 049. 1
100. 0	69. 2					
関西電力(株) 高浜発電所	1号機	定期検査中 (H23. 1. 10~未定)	0. 0	54. 5	0. 0	1, 838. 6
			0. 0	54. 9		
	2号機	定期検査中 (H23. 11. 25~未定)	0. 0	55. 1	0. 0	1, 819. 2
			0. 0	55. 5		
	3号機	運転中 (起動: R3. 3. 7、並列: R3. 3. 10) (営業運転再開: R3. 4. 5)	105. 8	69. 9	20. 0	1, 944. 1
100. 0			69. 0			
4号機	運転中 (起動: R3. 4. 12、並列: R3. 4. 15) (営業運転再開: R3. 5. 13)	87. 2	69. 9	16. 5	1, 924. 0	
83. 8	69. 2					
		合計	37. 5	61. 2	63. 3	15, 253. 0
			35. 8	60. 8		

(注1) 利用率・稼働率・電力量は令和3年6月末現在、累計は営業運転開始以降。また、利用率・稼働率は四捨五入、電力量は切り捨て

(上段) 設備利用率 = $\frac{\text{発電電力量}}{\text{認可出力} \times \text{暦時間}} \times 100 (\%)$

(下段) 時間稼働率 = $\frac{\text{発電時間}}{\text{暦時間}} \times 100 (\%)$

2. 各発電所の特記事項（令和3年3月25日～7月16日）

(1) 運転中のプラント

発電所名	状況
美浜3号機	第25回定期検査中（H23. 5.14～R3. 7.27 予定） ・発電停止（H23. 5.14 11:00）、原子炉停止（H23. 5.14 12:59） ・原子炉起動（R3. 6.23 10:00）、並列（R3. 6.29 15:00）
大飯3号機	第18回定期検査中（R2. 7.20～R3. 7.30 予定） ・発電停止（R2. 7.20 10:01）、原子炉停止（R2. 7.20 12:36） ・加圧器スプレイ配管の溶接部付近に有意な信号指示が認められたため、原因、対策をまとめるとともに、当該配管の取替を実施 ・原子炉起動（R3. 7. 3 21:00）、並列（R3. 7. 5 17:00）
大飯4号機	運転中（R3. 2.12～） ・原子炉起動（R3. 1.15 21:00）、並列（R3. 1.17 19:00）、営業運転開始（R3. 2.12 14:40） ・次回定期検査の予定（R4.3 中旬）
高浜3号機	運転中（R3. 4. 5～） ・原子炉起動（R3. 3. 7 19:00）、並列（R3. 3.10 17:00）、営業運転開始（R3. 4. 5 17:10） ・次回定期検査の予定（R4.3 上旬）
高浜4号機	運転中（R3. 5.13～） ・原子炉起動（R3. 4.12 19:00）、並列（R3. 4.15 17:00）、営業運転開始（R3. 5.13 16:50） ・次回定期検査の予定（R4.5 下旬）

(2) 停止中のプラント

発電所名	状況
敦賀2号機	第18回定期検査中（H23. 8.29～未定） （一次冷却材中の放射能濃度上昇により、平成23年5月7日17時発電停止、20時に原子炉停止）
高浜1号機	第27回定期検査中（H23. 1.10～未定） ・発電停止（H23. 1.10 10:03）、原子炉停止（H23. 1.10 12:20）
高浜2号機	第27回定期検査中（H23.11.25～未定） ・発電停止（H23.11.25 23:02）、原子炉停止（H23.11.26 2:26）

(3) 廃止措置中のプラント

発電所名	状況
ふげん	廃止措置中（H20. 2.12～） ・原子炉建屋内機器等の解体撤去作業中（R元. 7. 1～）
もんじゅ	廃止措置中（H30. 3.28～） ・炉外燃料貯蔵槽から燃料池への移送作業（R3. 3.22～） 燃料出入機点検等（R3. 3.22～R3. 5.15） 燃料体の処理開始（R3. 5.19～） 第1回定期事業者検査（R2. 7.14～R3. 5.18）
敦賀1号機	廃止措置中（H29. 4.19～） ・補助ボイラーおよびコールドエバポレーター解体撤去作業中（R3. 2.22～） ・タービン補機冷却系熱交換器他解体撤去作業中（R3. 2.22～） 第4回定期事業者検査中（R3. 4. 1～R3.7 下旬予定）
美浜1号機	廃止措置中（H29. 4.19～） ・2次系設備の解体撤去作業中（H30. 4. 2～） 第4回定期事業者検査中（R3. 3.24～R3.8 下旬予定）
美浜2号機	廃止措置中（H29. 4.19～） ・2次系設備の解体撤去作業中（H30. 3.12～） 第4回定期事業者検査中（R3. 3.24～R3.8 下旬予定）
大飯1号機	廃止措置中（R元.12.11～） ・2次系設備の解体撤去作業中（R2. 4. 1～） ・系統除染作業中（R2. 4. 1～） 第1回定期事業者検査（R3. 1. 8～R3. 6. 7）

(3) 廃止措置中のプラント (続き)

発電所名	状況
大飯2号機	廃止措置中 (R元. 12. 11 ~) ・ 2次系設備の解体撤去作業中 (R2. 4. 1 ~) ・ 系統除染作業中 (R2. 4. 1 ~) 第1回定期事業者検査 (R3. 1. 8 ~ R3. 6. 7)

3. 原子力規制委員会への申請状況 (令和3年7月16日時点)

(1) 新規制基準適合性に係る申請を行ったプラント

発電所		申請	申請日	補正書提出日	許認可日	
敦賀	2号機	原子炉設置変更許可	H27. 11. 5	-	-	
		工事計画認可	-	-	-	
		保安規定変更認可	H27. 11. 5	-	-	
美浜	3号機	原子炉設置変更許可	H27. 3. 17	H28. 5. 31, H28. 6. 23	H28. 10. 5	
		工事計画認可	H27. 11. 26	H28. 2. 29, H28. 5. 31 H28. 8. 26, H28. 10. 7	H28. 10. 26	
		保安規定変更認可	H27. 3. 17	R元. 7. 31	R 2. 2. 27	
大飯	3、4号機	原子炉設置変更許可	H25. 7. 8	H28. 5. 18, H28. 11. 18 H29. 2. 3, H29. 4. 24	H29. 5. 24	
		工事計画認可	H25. 7. 8 H25. 8. 5 ^{※1}	H28. 12. 1, H29. 4. 26 H29. 6. 26, H29. 7. 18 H29. 8. 15	H29. 8. 25	
		保安規定変更認可	H25. 7. 8	H28. 12. 1, H29. 8. 25	H29. 9. 1	
高浜	1、2号機	原子炉設置変更許可	H27. 3. 17	H28. 1. 22, H28. 2. 10 H28. 4. 12	H28. 4. 20	
		工事計画認可	H27. 7. 3	H27. 11. 16, H28. 1. 22 H28. 2. 29, H28. 4. 27 H28. 5. 27	H28. 6. 10	
		保安規定変更認可	R元. 7. 31	-	R 3. 2. 15	
	3、4号機	原子炉設置変更許可	H25. 7. 8	H26. 10. 31, H26. 12. 1 H27. 1. 28	H27. 2. 12	
		工事計画認可	3号機	H25. 7. 8 H25. 8. 5 ^{※2}	H27. 2. 2, H27. 4. 15 H27. 7. 16, H27. 7. 28	H27. 8. 4
			4号機	H25. 7. 8 H25. 8. 5 ^{※2}	H27. 2. 2, H27. 4. 15 H27. 9. 29	H27. 10. 9
		保安規定変更認可	H25. 7. 8	H27. 6. 19, H27. 9. 29	H27. 10. 9	
	1～4号機	原子炉設置変更許可 ^{※3}	R元. 9. 26	R 2. 8. 20	R 2. 12. 2	
		工事計画認可 ^{※3}	R 2. 10. 16	-	R 3. 2. 8	

※1 H28. 12. 1の補正書にH25. 8. 5の申請内容を含めたため、H25. 8. 5の申請を取り下げた。

※2 H27. 2. 2の補正書にH25. 8. 5の申請内容を含めたため、H25. 8. 5の申請を取り下げた。

※3 津波警報が発表されない可能性のある津波への対応に係るもの

特定重大事故等対処施設の設置^{※1}

発電所		申請	申請日	補正書提出日	許認可日	設置期限日
美浜	3号機	原子炉設置変更許可	H30. 4. 20	R 2. 4. 1, R 2. 5. 22	R 2. 7. 8	R 3. 10. 25
		工事計画認可	R 2. 7. 10	R 3. 3. 24, R 3. 3. 31	R 3. 4. 6	
大飯	3、4号機	原子炉設置変更許可	H31. 3. 8	R元. 12. 26, R 2. 2. 5	R 2. 2. 26	R 4. 8. 24
		工事計画認可 ^{※2}	R 2. 3. 6 R 2. 8. 26	R 2. 4. 14, R 2. 12. 14 R 3. 4. 30	R 2. 12. 22 -	
高浜	1、2号機	原子炉設置変更許可	H28. 12. 22	H29. 4. 26, H29. 12. 15	H30. 3. 7	R 3. 6. 9
		工事計画認可 ^{※2}	H30. 3. 8	H30. 10. 5, H31. 2. 19 H31. 3. 20, H31. 4. 9 H31. 4. 19	H31. 4. 25	
			H30. 11. 16	R元. 5. 31, R元. 8. 2 R元. 8. 21	R元. 9. 13	
			H31. 3. 15 R元. 5. 31	R元. 8. 2, R元. 9. 27 R元. 12. 25, R 2. 2. 13	R元. 10. 24 R 2. 2. 20	
	3、4号機	原子炉設置変更許可	H26. 12. 25	H28. 6. 3, H28. 7. 12	H28. 9. 21	
工事計画認可		H29. 4. 26	H30. 12. 21, H31. 4. 26 R元. 7. 17, R元. 7. 30	R元. 8. 7	4号運用開始 R 3. 3. 25	
保安規定変更認可		R 2. 4. 17	R 2. 9. 8, R 2. 9. 17 R 2. 9. 28	R 2. 10. 7		

※1 原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突やその他のテロリズム等により、原子炉を冷却する機能が喪失し、炉心が著しく損傷した場合に備えて、格納容器の破損を防止するための機能を有する施設
 本体施設の工事計画認可から5年間の経過措置期間（法定猶予期間）までに設置することが要求されている。

※2 複数回に分割して申請

□：前回の協議会（令和3年3月24日）以降に補正書が提出または認可されたもの

(2) 運転期間の延長に係る申請を行ったプラント

発電所		申請	申請日	補正書提出日	認可日
美浜	3号機	運転期間延長認可（運転期間60年） [※]	H27. 11. 26	H28. 3. 10, H28. 5. 31 H28. 8. 26, H28. 10. 28	H28. 11. 16
		保安規定変更認可（高経年化技術評価など）	H27. 11. 26	H28. 3. 10, H28. 5. 31 H28. 8. 26, H28. 10. 28	H28. 11. 16
高浜	1、2号機	運転期間延長認可（運転期間60年） [※]	H27. 4. 30	H27. 7. 3, H27. 11. 16 H28. 2. 29, H28. 4. 27 H28. 6. 13	H28. 6. 20
		保安規定変更認可（高経年化技術評価など）	H27. 4. 30	H27. 7. 3, H27. 11. 16 H28. 2. 29, H28. 4. 27 H28. 6. 13	H28. 6. 20

※ 原子炉等規制法において、運転期間は40年とされているが、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けることで、1回に限り20年を上限として延長が可能とされている。

4. 燃料輸送実績（令和3年3月25日～7月16日）

<新燃料輸送>

発電所名	概要
高浜3、4号機	新燃料集合体56体を米国フラマトム社より受け入れ (R3. 6. 30 発電所到着)

<新燃料輸送（搬出）>

発電所名	概要
美浜1号機	新燃料貯蔵庫に保管していた新燃料集合体12体を米国フラマトム社 リッチランド工場に輸送 (R3. 3. 31 発電所出発、R3. 4. 17 到着)

<使用済燃料輸送>

なし

5. 低レベル放射性廃棄物輸送実績（令和3年3月25日～7月16日）

発電所名	概 要
敦賀発電所	青森県の日本原燃(株)低レベル放射性廃棄物埋設センターに、充填固化体 736 本（輸送容器 92 個）を搬出 (R3. 4. 25 発電所出港)

経済産業大臣

梶山 弘志 様

エネルギー政策に対する
要 望 書

- 1 エネルギー政策の実行・原子力発電所の
安全対策の強化
- 2 立地地域の振興

令和3年7月

福 井 県

福井県政の推進につきましては、日ごろから格段の御配慮、御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、国と地方が心を一つに全力を傾注しており、本県としても地域住民の安全・安心の確保に万全を期しつつ、経済再生との両立を図るための挑戦を続けているところです。この未曾有の危機を乗り越えたのち、地域を持続的に維持・発展させるためには、大きなリスクが顕在化した都市への人口集中を早急に是正し、地方への人の流れをつくり、地方創生を力強く進めなければなりません。

そのためには、交通基盤のミッシングリンクを早期に解消し、国土の強靱化を図るとともに、質の高い暮らしを支える生活・産業・行政のデジタルトランスフォーメーションを促進し、分散型国家を実現することが必要です。また、国民生活の安定や産業の発展、国家の安全保障を実現する揺るぎない原子力・エネルギー政策を実行することが必要です。

加えて、本県は、北陸新幹線の福井・敦賀開業や中部縦貫自動車道の県内全線開通など100年に一度の大きなチャンスを迎えております。この機をとらえ、地域公共交通の強化、観光やスポーツを通じた交流拡大、新産業や農林水産業の振興、防災・減災、医療・福祉、教育などの諸施策を強化していくことが重要です。

次に掲げた事項は、地方の活力増進はもとより、人口減少社会における諸問題を克服し、日本全体の成長と発展に不可欠な事項ですので、その実現に特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年7月

福井県知事 杉本 達治

1 エネルギー政策の実行・原子力発電所の安全対策の強化

エネルギー政策は、国民生活の安定、産業の発展、国家の安全保障に直接関わる重要事項である。

国は、新たに2050年カーボンニュートラルの実現を目指すため、確立された脱炭素電源である原子力を持続的に活用するとしており、そのためにはエネルギー基本計画見直しの中で、原子力の位置づけとそこに至る道筋を明確に示すことが必要である。

また、県民の安全・安心を最優先することが重要であり、国は十分な科学的根拠に基づき、原子力発電所の安全対策を進める必要があるため、以下の対策を講じること。

(1) 原子力・エネルギー政策の実行

①原子力・エネルギー政策の着実な実行

廃炉、使用済燃料の中間貯蔵、放射性廃棄物の処分、核燃料サイクル、安全性を高めた次世代原子力の研究開発など原子力の様々な課題について検討を加速し、原子力の持続的な活用に向けた責任ある政策を着実に実行すること。

②原子力発電に対する国民理解の促進

国が前面に立って、原子力発電の重要性・必要性について、立地地域はもとより電力消費地において説明・説得を尽くすこと。また、理解活動の効果検証等を通じて、広報手法の工夫・改善を行い、国民に対し丁寧に分かりやすく説明し、理解を得ること。

さらに、立地自治体の広報事業についても拡充して行えるよう必要な予算額を確保すること。

③関西電力の業務改善への対応

金品受領問題にかかる業務改善計画を実行する関西電力に対して、電気事業法に基づき厳しく指導・監督し、改善の内容について、国が責任を持って国民に説明すること。

④使用済燃料の中間貯蔵施設への主体的な対応

使用済燃料の中間貯蔵施設の県外立地について、2023年末までの計画地点確定に向け、政策当事者として国が主体となって関係者の理解確保等の取組みを着実に進めること。

⑤使用済MOX燃料の処理・処分への対応

使用済MOX燃料の処理・処分について、技術的な検討・研究開発を加速し、その具体的な方策を明らかにすること。

⑥「もんじゅ」の廃止措置への対応

「もんじゅ」の廃止措置については、事業者任せにせず国が工程管理を行うとともに、指導・監督を強化し安全確保に万全を期すこと。

また、燃料取出し等の廃止措置作業が安全・着実に実施されるよう、継続的に安全体制を強化すること。

さらに、使用済燃料やナトリウムの県外搬出の実現に向けて技術的な課題や搬出先など検討を加速し、燃料取出し作業が終了するまでに具体的な搬出計画を示すこと。

⑦原子力発電所の着実な廃止措置への対応

廃炉に伴い発生する低レベル放射性廃棄物の処分などの課題について、事業者任せにせず、国が責任をもって更地化までの長期に亘る廃止措置を着実に進めていくこと。

⑧エネルギー教育の推進

原子力をはじめ様々な電源の特徴について、国民一人ひとりが正しい知識を身に付けられるよう、学校教育等におけるエネルギー教育を一層充実するとともに、県内のエネルギー教育施設の活用を支援すること。

(2) LNGインフラ整備の実現

エネルギー供給網の強靱化の観点から、日本海側と太平洋側を結ぶ広域ガスパイプラインの整備構想を国が早期に策定すること。

2 立地地域の振興

(1) 立地地域の持続的発展への支援

立地地域の中長期的な持続的発展に向け、「福井県・原子力発電所の立地地域の将来像に関する共創会議」において、原子力発電所の運転終了後も見据えた地域の将来像を明確にし、その実現のための新たな長期プロジェクトを国が主体となって企画立案し、関係省庁が参画して着実に実施すること。

また、今後策定する行動計画について、進捗状況を定期的にフォローアップするとともに、社会環境の変化に伴い、必要な修正を行うこと。

(2) 嶺南Eコースト計画に基づく施策の推進

①原子力研究・人材育成基盤の維持・発展

「もんじゅ」の廃止措置への移行に伴い、敦賀エリアを原子力研究・人材育成拠点としてエネルギー基本計画に位置付け、十分な予算措置を行い、着実に実施すること。

特に、この拠点の中核的施設として国が新たに整備する「試験研究炉」は、わが国の原子力の安全を確保するために不可欠な人材育成の観点からも極めて重要であることから、早期着工を図るとともに、研究開発や産業分野への活用拡大のため、企業ニーズの把握に努め、それに対応した実験設備や宿泊施設等の付帯施設を整備すること。

「もんじゅ」を含む周辺地域において、国が実施する高速炉研究開発の内容を早急に具体化するとともに、原子力発電の安全性をさらに高める観点から、革新的な原子炉を対象とした研究開発を国が主導して進めること。

②原子力人材育成における I A E A との連携強化

令和3年度の本県と I A E A との覚書更新に協力するとともに、覚書に基づく国際会議や研修の開催を支援すること。

③原子力リサイクルビジネスへの支援

原子力発電所立地地域における原子力リサイクルビジネスの育成に向けて、地元企業が行う技術向上・人材育成、受注拡大に向けた企業連合体の結成等の取組みを支援するとともに、クリアランス物の再利用先の更なる拡大や将来的なフリーリリースの実現、国民理解の促進に取り組むこと。

④原子力・エネルギー関連技術等に関する研究開発への支援

宇宙産業の拠点化や理化学研究所と連携した放射線育種、エネルギー源の多様化等に関する最先端の研究開発・実用化を推進するため、十分な支援を行うこと。

(3) 立地地域に配慮した電源三法交付金・補助金制度の充実強化

- ①国の政策転換による廃炉の急激な進行などにより、立地地域の想定を超えた電源三法交付金の減少が続いている。地域が持続的に維持・発展できるよう、発電所の運転終了により減少した交付金の額を従前の水準まで回復させるとともに、この水準を維持した上で適用期間を完全撤去まで延長すること。
- ②再生可能エネルギーや水素エネルギーを導入したスマートエリアの形成など、多様なエネルギーを活用した地域振興を支援するエネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金の予算額を十分確保すること。
- ③「もんじゅ」廃止措置による地元への影響を緩和するため、特例適用により交付限度額が拡充されている電源立地地域対策交付金（自立発展枠）について、令和5年度以降も現在の交付水準を維持すること。

(4) 電気供給業に係る収入金額課税の堅持

電気供給業に係る法人事業税については、電気供給業が原発立地地域から多大な行政サービスを受益していることから、現行以上の見直しを行うことなく、収入金額課税を堅持すること。